

「製造業」における特定技能人材ご活用に関する御案内



「特定技能人材」とは？

2019年4月から受入れが開始しました特定技能制度は、国内人材の確保が困難な状況にある各産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人人材の受け入れを目的とした制度です。



技能実習制度との違いは？

一般的に「技能実習」と間違われやすい「特定技能」制度ですが、活動内容や転職の有無などの様々な違いがございます。中でも一番大きな違いとして、根本にある制度の目的があり、「技能移転による国際貢献」を目的に掲げる技能実習制度とは違い、特定技能制度は労働力としての確保として掲げている制度となっております。



製造業の人手不足問題について

製造業の多くの企業が人手不足に陥ってる現状は明らかであり、技能人材の不足と若者離れの兆候が強く見られるのに加え、既存従業員の抱える離職志向の高さも深刻であるとされております。

経産省の調査によれば、製造業の9割を超える企業で人手不足が顕著化しており、また、3割の企業についてはそのビジネスに影響を及ぼすほどであるとされております。また、少子高齢化により日本における労働人口自体の減少や、後継者不足の影響も強く見られている状況です。



特定技能「製造業」の受入れ見込み数

出入国在留管理庁によりますと、特定技能「製造業」分野において、向こう5年間、4万9,750人の受入れを見込んでおります。



「製造業」において特定技能人材に任せられる業務は？

特定技能「製造業」で外国人人材が従事できる業務区分は、大きく3区分に分かれ、

- ① 機械金属加工
- ② 電機電子機器組み立て
- ③ 金属表面処理

であり、これら区分に加え同じ業務を行う日本人が行っている関連業務に付随的に従事させることが可能となります。



弊社を通しての製造業における特定技能人材の御活用をご検討ください。

特定技能人材は派遣の雇用ではなく、直雇用の人材となります。そのため、外国人専門の人材紹介会社・支援機関を介しての採用・活用をされるのが定石となっております。

弊社では、日本語レベルが高く、コミュニケーション能力に長けた外国人人材の紹介が可能であり、長年の外国人材派遣のサポートで培った経験とノウハウがございますため、受け入れに不安がある場合でも安心してご依頼いただける自信がございます。ご紹介後の支援も充実していますので、まずは一度でもお話をさせていただければと存じます。



より詳細な制度情報、動向についてのご案内。

詳細情報に関しまして、経済産業省よりアナウンスされております。

【製造業分野の特定技能制度について】

【https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20240329.pdf】

をご参照いただけますと、幸いです。

株式会社 ナイスワーク

岐阜県各務原市蘇原東島町3丁目172番地3

☎ 058-337-0834



人材活用のトータルコーディネーター
NICE WORK inc.

